

議案第四十号

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

令和六年三月二十五日

港区教育委員会

令和6年3月25日
教育委員会議案資料 No. 5

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する

規則（案）

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年港区教育委員会規第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「七月一日から九月三十日まで」を「六月一日から十月三十一日まで」に改める。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(夏季休暇)</p> <p>第二十六条 夏季休暇は、夏季の期間（六月一日から十月三十一日までをいう。）において、会計年度任用講師が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(夏季休暇)</p> <p>第二十六条 夏季休暇は、夏季の期間（七月一日から九月三十日までをいう。）において、会計年度任用講師が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>